

◆法違反と制裁

企業(法人または事業主)が犯罪などの法違反を犯した場合の制裁としては、行政刑罰(懲役、禁錮、罰金、拘留、科刑)のほか、秩序罰としての過料と、社会的制裁の機能を持つ企業名公表がある。企業名公表はブラック企業とのレッテルを貼られ、企業イメージが損なわれる。消費者の信頼を失い、従業員の採用活動に影響が出たりする。

労働関係法違反では厚生労働省が2016年当時、「過労死等ゼロ 緊急対策」として、企業名公表制度を強化した。違法な長時間労働、賃金不払いなどで労働局から送致となった企業の名を厚生労働省のホームページに1年間掲載する。身近では、岐阜市が「客引き禁止条例」に違反したとして、指導・勧告に従わなかった会社に過料を科し、住所、社名

および代表取締役の氏名をホームページと市役所の掲示板で公表した例がある。

◆両罰規定

法違反による処罰は、原則、その違反をした行為者に対し

規定一と呼んでいる。行為者が懲役・禁錮刑に処せられることがあっても、法人または事業主には、その性格上、罰金刑しかない。両罰規定は、労働基準法(1

企業に対する刑事罰



て加えられる。違反行為の抑止のため、行為者が法人代表者であったり、法人や人の代理人、従業員であったりする場合は、その本人たる法人または事業主を同時に処罰することがあり、その規定を「両罰

21条1項)、労働安全衛生法(122条)、廃棄物処理法(32条)、公害犯罪処罰法(4条)、宅地建物取引業法(84条)、道路交通法(123条)などの特別法に置かれている。いずれも法人の代表者または事業主の責任が、推定されるような行為になっている。労働安全衛生法の条文では法人の代表者(または法人若(も)しくは人の代理人、使用人その他の従事員が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第126条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する」と書かれている。両罰規定は独占禁止法(第95条)、会社法(第975条)、特許法(第201条)、金融商品取引法(第207条1項)その他にもある。

◆法人などの免責

05年のJR福知山線脱線事故(106人死亡)や、16年の軽井沢スキーバス転落事故(死亡15人・重軽傷26人)にあっては、大惨事を引き起こした。代表者ら幹部の刑事責任を追及する公判は、予見可能性を巡って長期化しているところ、被害者や遺族が、いち早く企業の処罰が問える両罰規定を、それも、一般法の刑法に創設するよう求めている。確かに両罰規定があるという利点はある。

関しては、最高裁はかねてから「行為者の選任・監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった業務上の過失の存在が推定されている」との立場(過失推定説)を取っており、法人が選任・監督を尽くしたことを立証すれば、刑事責任を問われずに済む余地を残している。そうはいっても、免責を得るには「会社ぐるみ」でないことを、各般の証拠を挙げて、反駁(はんぱく)できないう限り、容易なことではない。

◆三罰規定

両罰規定のほかに、法人の代表者が「違反計画又は違反行為を知って防止又は是正を行わなかったとき」には自ら加担者となり、直接の行為者とは別に、刑罰が科せられることがある(独禁法95条の二の例など)。

(弁護士・浦田益之)